

津市地域防災計画の平成28年度修正について

1 概要

本市においては、近年の大規模災害の教訓を反映させるなど、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、徹底的な見直しを継続しています。

今年度においては、本年4月に発生した平成28年（2016年）熊本地震（以下「熊本地震」という。）において改めて浮き彫りとなった課題への対応、被災時の復旧・復興に係る指針、香良洲地区及び丹生俣地区の地区防災計画を津市地域防災計画へ位置付けたほか、昨年度に修正した避難対策の強化・充実等をより具体化するための修正を行い、平成28年度の修正案を取りまとめました。

2 主な修正内容

(1) 熊本地震における課題への対応

本年4月に発生した熊本地震における自治体の災害対応についての課題を整理し、本市における対応の方向性を記載しました。

ア 業務継続計画（BCP）の策定（風水害等対策編、震災対策編）

大規模災害発生時には、膨大な量の災害対応業務が発生するとともに、通常業務の遂行に必要な資源が制約を受けることが想定されます。

そのような状況下においても円滑に非常時優先業務を遂行できるよう業務継続計画（BCP）を策定していく旨を記載しました。

イ 物資の供給システムの明確化（風水害等対策編、震災対策編）

大規模災害発生時には、市外・県外から大量の救援物資等が届けられてくることから、迅速かつ的確に被災者のニーズを把握し、民間業者のノウハウも活用しながら、プッシュ型支援への対応も含めた物資の受入れ、配分及び供給を行う旨を記載しました。

ウ 津市広域受援計画の策定（風水害等対策編、震災対策編）

大規模災害発生時の応援要請及び受入を迅速かつ円滑に行い、効果的な被災者支援につなげるため、津市広域受援計画を策定し、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統及び情報伝達方法等の必要事項についてあらかじめ定めていく旨を記載しました。

(2) 災害復旧・復興対策の充実（風水害等対策編、震災対策編）

被災地域における迅速な復旧・復興に関し、被災前よりも安全・安心な新しいまちづくりを遂行するため、計画的復興に向けた体制整備、住まいと暮らしの再建及び公共土木施設の復旧・復興について、復興指針を記載しました。

(3) 地区防災計画の津市地域防災計画への位置付け（資料編）

災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、香良洲地区及び丹生俣地区の地区防災計画を、津市地域防災計画資料編へ位置付けました。

ア 香良洲地区防災計画

内閣府の地区防災計画モデル地区として選定され、地区の5つの課題と3つの取組方針について整理した香良洲地区防災計画を、資料編へ位置付けました。

イ 丹生俣地区防災計画

内閣府の地区防災計画モデル地区として選定され、早期避難を中心とした4段階の避難と避難時の声かけ等のルールを定めた丹生俣地区防災計画を、資料編へ位置付けました。

(4) 避難体制の強化・充実

ア 広域避難体制の整備（風水害等対策編、震災対策編）

本市においては、大規模地震の発生に伴う津波から逃れるため、沿岸部等の住民が高台にある避難所へ避難することが想定され、すべての避難者を収容することが困難となります。収容しきれない他地域からの避難者を他の避難所へ移送するために、十分な避難スペースを確保するとともに、移送体制の構築及び車中泊やテント泊を行うための避難スペースを確保する旨を記載しました。

イ 指定避難所の応急危険度判定の実施（震災対策編）

大規模地震災害発生後、迅速に指定避難所の安全性を確認する必要があることから、平成28年3月25日に、三重県建築士会津支部と地震災害発生時における被災建築物応急危険度判定に関する協定を締結し、震度6弱以上の地震が発生した場合には、市の派遣要請の有無にかかわらず、判定士が被災した指定避難所の応急危険度判定を行う体制を整備した旨を記載しました。

ウ 避難場所の選定基準の明確化（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編）

洪水、土砂災害、地震及び津波に関して、それぞれの避難先として指

定するための要件について、改めて整理を行いました。

3 今後のスケジュール

平成28年10月31日 平成28年度第1回津市防災会議（開催済み）
（平成28年度修正案について協議）

11月17日 パブリックコメントを通じた意見募集
（12月16日まで）
（平成28年度修正案に対する意見の聴取）

平成29年 1月30日 平成28年度第2回津市防災会議開催
（平成28年度修正案の決定）
津市ホームページ等での公表
三重県への報告

○災害対策基本法（抜粋）

（市町村地域防災計画）

第四十二条 略

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 略